

# 岐阜県公報

## 目 次

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則	(地域福祉国保課)	四七 <small>ページ</small>
告 示		
医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定 指定施設機関の廃止の届出	(地域福祉国保課)	五〇
指定施設機関の所在地の変更の届出	(同)	五〇
建築基準法に基づく道路の位置指定	(同)	五〇
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課)	五一
公 示		
落札者等に関する公示	(税 務 課)	五一
もとす広域連合の規約の変更の届出	(市 町 村 課)	五一
落札者等に関する公示	(情報企画課)	五二
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	五二
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	五三

## 規 則

第 二 千 百 十 六 号  
 平成二十二年一月二十二日

(金曜日)

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則（平成十四年岐阜県規則第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三年度」を「五年度」に改める。

区 分	件 数
療養の給付	
療養費	
高額療養費	
高額介護合算療養費	

別記第二号様式及び別記第四号様式

移送費	
出産育児一時金	
葬祭費	
計	

注 各年度欄の上段には給付種類別ごとの給付、療養費、高額療養費、高額介護当り支給額（出産育児一時金及び葬祭費）の総額を記載すること。

区 分	年度
療養の給付	
入院時食事療養費	
入院時生活療養費	
保険外併用療養費	
療養費	
訪問看護療養費	

年度	年度

被保険者 1人当たり給付額（療養合算療養費及び移送費）又は 1件（費）を、下段には給付種類別の給


セ

特別療養費	
移送費	
高額療養費	
高額介護合算療養費	
出産育児一時金	
葬祭費	
計	

注 各年度欄の上段には給付種類別ごとの給付、入院時食事療養費、入院時生活費、訪問看護療養費、特別療養費、移送療養費）又は 1件当り支給額（出産育児一時金及び葬祭費）の総額を記載すること。

年度	年度



告示

岐阜県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
かたびら接骨院	河合 繁	可児市帷子新町三一	平成三・四・六
梁山泊針灸院	小川 研	岐阜市神室町五八	同 四・六
ひだか接骨院	進藤 真志	愛知県丹羽郡大口町下小口七一五三	同 八・四
爽ヶア治療院	川上 潔	多治見市太平町六二	同 九・四
爽ヶア整骨院	堀尾 順	多治見市太平町六二	同 一・一
蓮華鍼灸接骨院	勝野 真美	中津川市かやの木町三四	同
太陽はりきゅう接骨院	石田 浩介	愛知県名古屋市中区東大曾根町四五 一〇高山ビル一階	平成三・七・三
おおしま鍼灸整骨院	大嶋 章裕	恵那市岩村町二三七二	同 一三・九

岐阜県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
鍼灸治療院なすな庵	若原 久子	岐阜市六条東一一	平成三・七・三

岐阜県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該施術機関の所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
はり・きゅう・マッサージみずほ治療院	高橋 裕樹	新瑞穂市十八条二九五 旧瑞穂市十八条八七五番地	平成三・四・一四

高山スポーツ接骨院 はり灸マッサージ院	花川 智行	新 二四	高山市桐生町二 四	同	五・一
はり灸しゅーR om	長尾 能孝	新 一六五三	各務原市蘇原野口町 一六五三	同	九・五
		旧 町一五	各務原市蘇原古市場 町一五		

岐阜県告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延 （メートル）	指定 番号	指 月 日 定
羽島郡岐南町徳田九丁目一八番一〇	六・〇〇	三・一九	岐建築第九 号の四	平成 三・二・二
同 郡 同 町伏屋七丁目一五三番四	四・五〇	六・七〇	岐建築第九 号の五	同 三・二・四
同 郡笠松町長池字嫁ヶ淵一六七二 番八	五・〇〇	三・九〇	岐建築第九 号の六	同

西濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延 （メートル）	指定 番号	指 月 日 定
養老郡養老町下笠字三ツ屋三三八三 番四及び二三八三番九	五・〇〇 五・〇五	九・四六	西建築第八 七号の七	平成 三・〇・一五
揖斐郡大野町大字小衣斐字藤ノ木一 八六番四	六・〇〇	六・六四	西建築第八 七号の八	同 二・二七

中濃建築事務所

安八郡安八町東結字芝原東一五二六 番四	六・〇〇	三・九	西建築第八 七号の九	同 三・一
同 郡輪之内町榎俣新田字村内四二 六番四	五・〇〇	三・五	西建築第八 七号の一〇	同 三・一六
位 置	幅員 （メートル）	延 （メートル）	指定 番号	指 月 日 定
関市肥田瀬字西郷二五一一番一	四・八〇	三・六	中建築第二 八号の一	平成 三・〇・三
同市下有知字中長保寺三四九七番一 三	六・〇〇	三・三	中建築第二 八号の二	同 二・一九
加茂郡富加町羽生字八反田一七八四 番四	六・〇〇	六・〇	中建築第三 八号の一	同 三・二一
可児郡御嵩町比衣字雨田二二番九	六・〇〇	四・二	中建築第二 八号の二	同 三・二
関市上白金字若宮東七三六番四及び 七三四番二の一部	六・〇〇	四・三〇	中建築第二 八号の一五	同 三・二四

東濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延 （メートル）	指定 番号	指 月 日 定
中津川市駒場字後洞二三五〇番一五 九	六・〇〇	四・元	東建築第三 九号の六	平成 三・〇・三〇
同 市茄子川字鳳雲庵一〇〇三番 七、一〇〇三番八及び一〇〇三番九	六・〇〇	五・七〇	東建築第三 九号の七	同 三・三

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 義

- 1 特定役務の名称及び数量 地方税電子申告審査システム機器等の調達、設置設定業務委託、保守業務及び維持管理業務委託 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
  - 4 契約の相手方を決定した日 平成21年12月11日
  - 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦2丁目17番21号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海  
代表取締役 中村 充孝
  - 6 契約金額 60,900,000円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号
- ふじのくに広域連合の規約の変更の運用
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定によりもつと広域連合長から届出のあつたもつと広域連合の規約の変更については、平成二十一年十二月二十八日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。
- 平成二十二年一月二十二日
- 岐阜県知事 古田 義

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 義

〔広域イーサネット（帯域利用）サービス利用業務に関する落札者等〕

- 1 特定役務の名称及び数量 広域イーサネット（帯域利用）サービス利用業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 3 入札公告を行った日 平成21年10月13日
  - 4 落札者を決定した日 平成21年11月24日
  - 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄二丁目2番5号  
中部テレコミュニケーション株式会社  
代表取締役社長 牧 俊夫
  - 6 落札金額 26,460,000円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 〔ターコフファイバ（光ファイバ芯線）借用業務に関する落札者等〕
- 1 特定役務の名称及び数量 ターコフファイバ（光ファイバ芯線）借用業務 一式
  - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 3 入札公告を行った日 平成21年10月13日
  - 4 落札者を決定した日 平成21年11月24日
  - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地  
株式会社NTT西日本 東海 岐阜事業部  
事業部長 田村 公雄
  - 6 落札金額 211,260,004円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古田 義

<p>同東建築第五二号 同二一・五・一</p>	<p>中津川市瀬戸字上滝二九六五番、二九六四番の一部、二九六六番、二九六七</p>	<p>道路 緑地 消防の用に</p>	<p>同</p>	<p>中津川市苗木九一六七番地 胞山工業株式会社</p>
<p>同東建築第六〇号の四 同二一・五・一 同東建築第五四号の 五 同二一・七・三〇</p>	<p>同 市長島町永田字竹ノ下四六六番七 四六六番八、四六七番一、四六七番二、 四六七番七、四六八番、四七七番、四 七七番三二、四七八番一、四七九番、 四八〇番、四八一番一、四八一番三及 び四八二番一</p>	<p>道路 公園 上下水道 緑地</p>	<p>同</p>	<p>恵那市長島町永田五一七 一 有限会社大井興産 代表取締役 北 林 浩 一</p>
<p>岐阜県指令東建築第六〇 号の二 平成二一・一・七</p>	<p>恵那市大井町字横平二七二一番五</p>	<p>緑地</p>	<p>開発登録簿 による</p>	<p>恵那市大井町二七二一 一一六 株式会社タケシマヤ・スチール 代表取締役 田 中 隆 則</p>
<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>

一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジヨブキャリ

三 代表者の氏名 永井 智里

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市境川三丁目六六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、性別・年齢・利害関係の枠を超えて地元企業および団体、個人と幅広く交流し、商業活性と地域発展に寄与することを目的とする。

地元岐阜の求人企業と就職活動中の学生のよりよいマッチングをサポートする事業を行うことで、岐阜の産業活性および将来を担う若手ビジネスマンの育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふわふわうさぎ

三 代表者の氏名 名和 明子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市本田二一七番地五

五 定款に記載された目的 この法人は、子育てに関わるすべての人たちに対して、親子のふれあいを中心とした子育て支援に関する事業を行い、子どもの健全な育成と安心して子育てができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>同東建築第六一号 同 一九・九・一九 同東建築第五四号の 二 同二一・六・二六 同東建築第五四号の 七 同二一・一・二・八</p>	<p>同東建築第五四号の 六 同二一・一〇・二七</p>
<p>土岐市下石町字西山三〇四番二他二七 筆のうち二工区分</p>	<p>番、二九六八番、二九六九番の一部、 二九七〇番、二九七一番の一部、一六 八五番一の一部及び二九七五番の一部 同 市同 字挽場一七一六番一の一 部、一七一六番二の一部及び一七一六 番三の一部</p>
<p>道路、緑地、 水路、消防 の用に供す る貯水施設 調整池</p>	<p>供する貯水 施設</p>
<p>同</p>	<p></p>
<p>土岐市下石町三〇四番地の二六四 土岐南テクノヒルズ開発株式会社 代表取締役 鈴木 木 章 夫</p>	<p>代表取締役 鈴木 木 利 春</p>

平成二十二年一月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社